イラクへの自衛隊派兵に引き続き反対する(声明)

京都憲法会議 2004年1月23日

政府は、昨年12月9日にイラクへの自衛隊派遣基本計画を決定し、12月26日には航空自衛隊の 先遣隊をクウェート、カタールに派遣した。今年に入り1月9日に、陸上自衛隊の先遣隊、航空自衛隊 本隊への派遣命令を出し、16日には、陸上自衛隊先遣隊の派遣がなされた。さらに、22日には航空 自衛隊本隊が派遣されるに至った。陸上自衛隊の本隊についても2月中にも派遣される見通しだという。

私たちは、そもそもアメリカ・イギリスによってなされたイラク攻撃自体が国連憲章に反した不当なものであり、それへの日本政府の「支持」表明は、平和憲法に真っ向から反するとして、一貫して反対してきた。そして今、日本の自衛隊が「戦地」に戦後はじめて出ていくという事態を前に、このことの本質を探り、改めて私たちの立場を明らかにするものである。

自衛隊のイラク派遣をめぐっては、「アメリカの言いなりではないか」「イラクが非戦闘地域といえるのか」「自衛隊員の安全は守れるのか」「日本もテロの対象になるのではないか」といった国民の疑問・反対の声が多く出された。しかし、政府はそれらに全く答えることなく派遣決定を行っており、小泉政権の民主主義「無視」の体質がまず批判されねばならない。しかし、今回の自衛隊派遣の最大の問題は、平和憲法のもと戦後日本が確立してきた原則をかなぐり捨て、「専守防衛」という政府方針すら踏み破って、日本が海外で軍事的な活動を行うということである。自衛隊が人道復興支援活動とならんで行う安全確保支援活動は、アメリカ・イギリスへの兵站活動であり、まぎれもない軍事活動である。また、人道復興支援活動にしても、イラクの現状からすると、武器使用の可能性は高いとされる。

1997年の日米新ガイドラインの策定以来、周辺事態法、テロ対策特別措置法、武力攻撃事態法などがつぎつぎと成立し、有事体制や自衛隊の海外派遣体制の整備、集団的自衛権行使に向けての動きが進められている。これは、アメリカを中心とする世界支配秩序に日本が軍事的にも関与することで日本の地位を確保しようというものであり、多国籍化を進める日本の大企業の利益とも合致する。しかし、このような動きは、「軍事力による平和」を否定した日本国憲法とは相容れず、それゆえに改憲論が声高に叫ばれているのである。周知の通り、日本国憲法は、アジア・太平洋戦争への反省にもとづき「軍事力によらない平和」を目指してきた。したがって、今日の自衛隊派遣問題で問われていることは、日本が憲法の平和主義を捨て去り、アメリカとともに軍事的に支配する側に立つことを選ぶか否か、という問題である。

大局的に世界の歴史を見るならば、曲折はあるものの、戦争を違法なものとし軍事を否定する方向へと歩みが続けられている。世界のいたるところで、「イラク戦争反対」の声が沸き上がったように、平和を求める市民の理性的な動きは一層強固になっている。そして、日本国憲法の平和主義は、まさにこのような歩みの先頭に立つものとして、ますます輝きをもつものといえよう。私たちはこの点に確信をもつものである。平和原則破壊の既成事実化が図られつつあるなか、私たちはその一つ一つに引き続き反対の声をあげるとともに、平和憲法の価値実現に向けて全力をあげて取り組む決意をここに表明する。